マイベストプロ 新潟 に選ばれた **小野本**_{事務所から} ご案内です

高年齢者雇用安定法の改正を踏まえた

「高年齢者の雇い方」セミナー

〒950-2101 新潟市西区五十嵐1の町7229-2 小野本 社労士 事務所

60歳から年金がもらえない!

いよいよ60歳になっても年金がもらえない時期が目前に迫りました。 65歳までの雇用は法改正で事業主の義務となりました。

しかし「どのような条件で再雇用すればよいのか」

「全員、必ず雇用しなければならないのか」

「国から支給される年金・雇用保険のしくみがわかりにくい」 といった声をお聞きします。

法律が求めていることを確認し、具体的な対策を考えましょう。

ーー セミナープログラム -

1 改正法の内容

12年の経過措置とはどういうこと? 労使協定の見直し方

- 2 今後予想されるトラブル
- 3 知らないと困る、年金のし(み(無年金世代の今後)
- 4 変更に注意!社会保険・雇用保険の手続き
- 5 無年金時代の賃金設計
- 6 トラブルを起こさない60歳からの雇用契約書の作り方



「他社の事例の話から学ぶことが多く、とても 参考になりました」

「具体的な事例が多く、わかりやすいセミナーでした。 資料がよくできていてありがたい」 「質問に明確な回答をいただき、もやもやしていたものがすっきりした」(セミナー後のアンケート)

過去の小野本事務所主催セミナー、各種団体での講演は、多くの経営者・管理者の皆様から御好評を頂いております。

【セミナー 開催要項】

日 時: 平成25年2月22日(金) 13:30~16:30

会 場: 新潟ユニゾンプラザ4階 研修室4(新潟市中央区上所2-2-2)

定 員: 先着20名 (定員となり次第 締め切らせていただきます。経営者、事務担当者2名様でのご参加をお勧めします)

受講料: 1名 10,000円(消費税込み) 2人目半額5,000円 講 師: 小野本 社労士事務所 所長 小野本 美奈子

お問い合わせ電話は 小野本 社労士事務所 電話 025 - 268 6120

メール info@sr-onomoto.jp

参加をご希望の方は、 下記に必要事項をご記入のうえ、 今すぐ FAX = 0.25-268-6130 をお送りください。 お申込み確認後、受講票・会場案内図・お振込先案内をお送りいたします。

【参加申込書】(月日申込)

御社名		
ご住所 〒		
電話番号	FAX番号	
参加者名	役職	E-mail
参加者名	役職	E-mail

小野本 社労士事務所 tel025 - 268 6120 ホームページhttp://www.sr-onomoto.jp/でも随時受付!